

保健医療計画（7期）における機能別医療機関選定要件

○ 脳卒中の急性期医療を担う医療機関

県が実施した調査において、次の項目を満たすと回答した医療機関を脳卒中の急性期医療を担う医療機関として位置付けた。

- ・脳卒中地域拠点医療機関

別途「栃木県脳卒中地域拠点医療機関指定要綱」に基づき指定

- ・脳卒中救急医療機関

<選定基準>

(1) 診療体制

- ① 専任の神経内科専門医及び脳神経外科専門医が常勤で配置され、脳卒中が疑われる患者に対して、専門的診療が24時間実施可能であること
(ただし、当分の間は、神経内科専門医又は脳神経外科専門医のいずれかの医師が常勤で1名以上配置されていればよいものとすること。)
- ② 医師、看護師その他の医療従事者が共通の診療方針に基づき、それぞれの役割分担と連携のもとに、適切な医療が常時提供できる体制が整っていること
- ③ 脳卒中評価スケール (NIHSS や JSS) などを用いた客観的な神経学的評価が24時間実施可能であること
- ④ 適応のある脳梗塞症例に対し、来院後早期（発症後4.5時間以内）に組織プラスミノゲン・アクチベータ (t-PA) の静脈内投与による血栓溶解療法が実施可能であること
- ⑤ 適応のある脳卒中症例に対し、外科手術や脳血管内手術が、来院後速やかに実施可能又は実施可能な医療機関との連携体制がとれていること
- ⑥ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が配置されているなど、急性期の段階からリハビリテーションを開始できる体制が整っていること
- ⑦ 個々の患者の神経症状等の程度に基づき、回復期リハビリテーションの適応を検討できること
- ⑧ 呼吸、循環、栄養等の全身管理、及び感染症や深部静脈血栓症等の合併症に対する診療が可能であること
- ⑨ 合併症の中でも、特に誤嚥性肺炎の予防のために、口腔管理を実施する病院内の歯科や歯科医療機関等を含め、多職種間で連携して対策を図ること
- ⑩ 回復期（あるいは維持期）の医療機関等と診療情報やリハビリテーションを含む治療計画を共有するなどして連携していること
- ⑪ 回復期（あるいは維持期）に、重度の後遺症等により自宅への退院が不容易でない患者を受け入れる医療施設や介護施設等と連携し、受け入れの調整を行うこと

(2) 施設

- ① 脳卒中に係る第二次救急医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、手術室、薬剤室、X線室、CT室、MR室、超音波検査室等）及び優先病室等が整っていること
- ② 必要に応じ、脳卒中の重症救急患者を受け入れるため、脳卒中集中治療室（SCU）や脳卒中専門病棟（SU）又は、それに準ずる集中治療室を設けるものとすること

(3) 設備

- ① 脳卒中に係る第二次救急医療施設として、脳血管撮影、CT、MRI 等の画像診断装置をはじめ必要な医療機器を有していること。また、脳卒中の早期診療が行えるよう、原則として、これらの医療機器は常時使用できる体制が整っていること

(4) その他

- ① 救急告示医療機関として、救急搬送機関からの搬送患者を積極的に受け入れている実績があること
- ② 初期救急医療施設等で脳卒中診療に携わる医師等の医療従事者を対象とした研修会を実施する等、地域の医療機関の診療機能の強化に貢献するとともに、地域の医療機関との連携体制の構築に努めていること
- ③ 救急救命士等を対象とした病院実習や講習会を積極的に実施し、救急救命士等の資質の向上に貢献するとともに、救急搬送機関との密接な連携体制の構築に努めていること

○ 脳卒中の回復期医療を担う医療機関

県が実施した調査において、次の項目を満たすと回答した医療機関を脳卒中の回復期医療を担う医療機関として位置付けた。

<選定基準>

- (1) 有床の医療機関のうち以下の施設基準に相当する施設であって、医療機関が掲載を了解した場合
 - a 回復期リハビリテーション病棟
 - b 脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅰ
 - c 脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅱ
- (2) 常勤のリハビリテーション科専門医又はリハビリテーション医学会認定臨床医（いずれも（公社）日本リハビリテーション医学会認定）が在籍すること
- (3) リハビリテーション専用病床を有すること
- (4) 再発予防のための管理、及び脳卒中発症後の様々な合併症への対応が可能であること
- (5) 誤嚥性肺炎等を予防するため口腔管理等を行う専門科との連携が行えること
- (6) 訪問リハビリテーションなどへの対応が可能なこと
- (7) 急性期の医療機関及び維持期の医療機関等と診療情報やリハビリテーションを含む治療計画を共有するなどして連携していること
- (8) 自施設以外の職員も参加できる研修会を開催できること

○ 脳卒中の維持期医療を担う医療機関

県が実施した調査において、次の項目を満たすと回答した医療機関を脳卒中の維持期医療を担う医療機関として位置づけた。

- ・いわゆるかかりつけ医機能を持つ医療機関
- ・介護老人保健施設
- ・介護保険によるリハビリテーションを行う病院又は診療所
- ・診療所（内科、リハビリテーション科等）
- ・歯科診療所等の医療機関

なお、歯科診療所については、次の基準を満たすこと。

<選定基準>

- (1) 脳卒中発症後の要介護状態等に伴う誤嚥性肺炎の予防や口腔機能を維持向上させるための診断、治療、保健指導が可能であること
- (2) 脳卒中治療を行う他の医療機関と必要な診療情報や治療計画を共有するなどの連携が可能であること。